



災害補償課

消防団員が訓練会場へ向かう途上、赤信号で停車していたところ、後続車に追突され被災した事案が発生しました。本件は、公務災害に該当するものと考えられますが、相手方の保険による賠償もあることから、取扱いについてお伺いします。



訓練会場への往復については公務遂行に伴う行為であることから公務上の災害と考えられますが、本件のように第三者が介在して受けた公務上の災害の場合、被災団員は、市町村から条例に基づく損害補償を受ける権利を取得すると同時に、第三者に対しても不法行為による損害賠償の請求権を取得することになります。

このような場合、被災団員が被った損害について、損害補償と損害賠償の両方を受けると、結果として一つの損害に対して、補てんが二重に行われることになります。これは条理に反し、公平を欠くことになるため、条例（例）においては、市町村が行う損害補償と第三者の損害賠償との調整について次の趣旨の規定を設け、両者の間の調整を図っています。

- ① 市町村が補償を行う前に、被災団員が損害補償と同一の事由による損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度で損害補償の義務を免れる。（損害補償の免責、条例（例）第24条第2項）
- ② 市町村が先に補償を行ったときは、市町村はその価額の限度で、被災団員が第三者に対して有する損害賠償権を代位取得し、第三者に損害賠償を請求する。（求償、条例（例）第24条第3項）

損害補償と損害賠償との調整は、これらのうちどちらが先行するかに応じ「損害補償の免責」と「求償権の代位取得」という形で行われ、どちらを先行するかは、被災団員の意思に委ねられているところですが、市町村における求償事務をなくし、補償事務の円滑化を図るなどのため損害賠償の請求を先行させることが望ましいといえます。

したがって、基金においては、損害賠償の請求を先行させ、損害補償の免責事務を行ったのちに補償すべき給付が生じた場合において、当該損害補償に要する経費の請求を行う旨の取扱いをお願いしているところです。

なお、参考までに、公務上の災害が第三者による不法行為（自動車事故）によるもので、第三者から損害賠償が行われた場合の損害補償と損害賠償との調整例をお示しします。

(例) 消防団員が第三者の原因による交通事故で被災し、以下のとおり損害補償及び損害賠償が確定した場合

- ・ 1/1～1/31までの間、療養（治療等）を行い治癒した。
- ・ 療養期間のうち1/1～1/15までの間は、就労できず仕事を休業した。
- ・ 本人の補償基礎額は8,800円である。
- ・ 保険会社からは、1/1～1/31の間の治療費として185,200円が、1/1～1/10の間の休業損害として1日当たり6,400円が支払われた。

【調整結果】

	条例上の補償			損害賠償			備考
	科目	期間	補償額	科目	期間	補償額	
損害補償	療養補償	1/1～1/31	148,000円 (1点単価12円で計算)	治療費	1/1～1/31	247,000円 (1点単価20円で計算) ※全額補てん	1/31治癒
	休業補償	1/1～1/15	8,800円 × 60/100 × 15日 = 79,200円	休業損害	1/1～1/10	日額6,400円 × 10日 = 64,000円	
福祉事業	休業援護金	1/1～1/15	8,800円 × 20/100 × 15日 = 26,400円				

(1) 療養補償

保険により治療費が全額補てんされており、補償額<賠償額となっていることから、市町村は全額免責されます。

(2) 休業補償

補償の対象期間と、保険により補てんされている期間が異なることから次のとおり区分して考える必要があります。

① 1/1～1/10

市町村が補償すべき額は1日当たり5,280円 (=8,800円 × 60/100) であるのに対し、保

険により1日当たり6,400円補てんされており、補償額<賠償額となっていることから、差額は発生せず全額免責となります。

② 1/11~1/15

損害賠償による給付を受けていないことから、市町村は1日当たり5,280円 (=8,800円 × 60/100) を補償することとなり、補償すべき額は26,400円 (=5,280円 × 5日) となります。

(3) 休業援護金

福祉事業の休業援護金は、損害賠償との調整の対象とならず、26,400円 (=8,800円 × 20/100 × 15日) が支給されることとなります。